

労務 ROAD

■ 協会けんぽの被扶養者基準をおさらいしましょう

● 親族の範囲

	親族	要件	
		生計維持	同居
①	・配偶者（事実上の配偶者を含む） ・直系尊属（父母、祖父母など） ・子、孫、兄弟姉妹	必要	不要
②	・3親等内の親族（叔父叔母、甥姪など） ※①の該当者はのぞく ・事実婚の配偶者の父母・子 ・事実婚の配偶者が死亡した後に引き続き同居する 事実婚の配偶者の父母・子	必要	必要

※いずれも後期高齢者医療保険の対象となる方（75歳以上）は対象外

● 収入の要件

同居の場合	・年間収入 130 万円未満 ・被保険者の年間収入の 1/2 未満
別居の場合	・年間収入 130 万円未満かつ ・被保険者からの援助による収入より少ない

※「130万円」：被扶養者が60歳以上又は障がい者の場合は「180万円」

※年間収入の1/2、援助額を超える場合は年金機構の判断による

※収入：通勤手当、年金、傷病手当金、失業給付、不動産所得、印税なども含む
【厚生労働省 より】

■ 介護休業給付 Q&A

Q1：介護休業給付の支給対象となる介護休業とは？

A1：介護休業給付金は、以下の①及び②を満たす介護休業について、支給対象となる同じ家族について、93日を限度に3回までに限り支給されます。

①2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態にある対象家族を介護するための休業であること。

対象家族…被保険者の、配偶者・父母・子・配偶者の父母・祖父母・兄弟姉妹・孫

②被保険者が、その期間の初日及び末日とする日を明らかにして事業主に申し出を行い、これによって被保険者が実際に取得した休業であること。

Q2：介護休業給付の受給要件は？

A2：介護休業開始日前2年間に雇用保険の被保険者期間が12か月以上必要です。なお、介護休業を開始した日前2年間に被保険者期間が12か月ない場合でも、当該期間中に本人の疾病等がある場合は、受給要件が緩和され、受給要件を満たす場合があります。

Q3：介護休業給付でもらえるだいたいの金額は？課税の対象になる？

A3：介護休業給付の1支給単位期間ごとの給付額は以下により計算されます。

「休業開始時賃金日額×支給日数×67%」

※休業開始時賃金日額＝介護休業開始前6か月間の総支給額（賞与除く）÷180
また、課税の対象にはなりません。

【目安】平均して月額30万円程度の場合、支給額は月額20.1万円程度

【厚生労働省 より】

VOL.659
(1909-1)



河本社労士事務所

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場 IS ビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
編集担当：矢尾・君野・川端

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

キャリアアップ助成金 ミニセミナーのおしらせ

9月27日(金)10～12時
定員：6名(先着順)
参加費：1名1000円

詳細のお問い合わせや
参加お申込み等、ご連絡
お待ちしております！

SNSでもお役立ち情報
配信中です



【アカウント】

Facebook: 河本社労士事務所

Instagram: @ksj_koumoto

Twitter: @ksj_koumoto